平成２４年（フ）第１５６５６号
東京都新宿区西新宿７丁目11番３号　平田ビル壱号館３階
破産者　株式会社シティーサポート
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６６４号
神奈川県藤沢市葛原2528番地の５
破産者　有限会社由利精密工業
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６６５号
神奈川県高座郡寒川町岡田５丁目13―７
破産者　佐藤　誠二
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６８５号
神奈川県横浜市都筑区佐江戸町162番地
破産者　有限会社サカエ美装
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６８６号
神奈川県横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目23―５―101
破産者　望月　　守
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６８７号
神奈川県横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目23―５―101
破産者　望月サチ子
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６８８号
神奈川県横浜市鶴見区駒岡３丁目２―26―203
破産者　望月　　敦
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７３２号
埼玉県さいたま市大宮区桜木町１丁目10番地16小河原公認会計士事務所内
破産者　合同会社ビーイーツー
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７３９号
千葉県流山市江戸川台西３丁目31―１　エステート江戸川台２―106
破産者　石渡　次男
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７４３号
神奈川県川崎市中原区木月１丁目９番20号
破産者　株式会社オン・アイ
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７４６号
東京都世田谷区鎌田１丁目５番18号
破産者　有限会社東京一栄企画
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７４７号
東京都世田谷区鎌田１丁目５―５
破産者　田島　榮二
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７８５号
神奈川県横浜市保土ケ谷区上菅田町443番地
破産者　有限会社富士見土建
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９２号
千葉県山武郡九十九里町小関1861―４―203
破産者　戸村　良子
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５１号
千葉県船橋市馬込西２丁目９―18―102、開始決定時の住所千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷１丁目13―30―504
破産者　宇都　朱美（旧姓浅野）
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６９号
東京都東村山市廻田町４丁目９―９
破産者　神近　正浩
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７０号
東京都東村山市廻田町４丁目９―９
破産者　神近　智美
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０１号
東京都足立区皿沼１丁目11―11―402
破産者　羽鳥　高智
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１５号
東京都葛飾区東金町６丁目２―11―309
破産者　加納　理鶴
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５０号
東京都墨田区八広３丁目39―５―607
破産者　アクタルホセイン・モハメドアクタルホセインこと　ホサイン　モハメド　アクタル
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８４号
東京都文京区根津２丁目20―３―502
破産者　鵜狩　大作
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８５号
千葉県市原市島野1900―３
破産者　山口　伸生
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１７号
東京都板橋区大山町41―８―103
破産者　飯島　智美（旧姓吉田）
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部